

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 9 件  |
| 国民年金関係                        | 6 件  |
| 厚生年金関係                        | 3 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 11 件 |
| 厚生年金関係                        | 11 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から同年9月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から同年9月まで  
② 昭和63年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①および②の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

両申立期間については、それぞれ会社を退職した昭和61年6月及び63年1月に、私がA市役所に行って国民年金の加入手続を行い、保険料も同市役所で納付していた。保険料の金額までは覚えていないが、納付書あるいは未納通知が来る都度納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申請免除を受けた期間の保険料を追納するなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、両申立期間は、それぞれ会社を退職後、A市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、保険料は、納付書あるいは未納通知により同市役所において納付したと主張しているところ、事実、両申立期間ともに、申立人は、厚生年金保険資格喪失日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、A市は、当時、国民年金保険料の未納者に対し、催告状を送付していたと回答していることから、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められ、納付意識の高い申立人が、申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年3月まで  
60歳になったので国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。  
私の国民年金の加入手続及び保険料納付は母親が行ってくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、制度発足時から国民年金に加入し、60歳まで国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月10日を資格取得日として43年4月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったことから、納付意識の高かった申立人の母が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、父が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も当時同居していた家族の分と一緒に、地区の集金人に納付してくれたと聞いている。同居家族の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は、法定免除期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の父の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月12日を資格取得日として、48年1月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるとともに、申立人の父が納付したとする申立期間当時に同居していた申立人の両親及び兄夫婦の保険料は納付済みであることから、納付意識の高かった申立人の父が申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、その父が自宅に集金に来ていた地区の集金人に保険料を納付していたとしているところ、事実、申立人の居住していた地区の住民から、申立期間当時、当該地区には国民年金の納付組織が存在し、集金人による集金が行われていた旨の証言が得られたことから、申立人の主張

には信<sup>びょう</sup>憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から46年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和42年4月から46年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

結婚後、妻がA市役所へ国民年金手帳の住所変更手続きに行った際に、市民課の職員に私の国民年金が未加入であることを知らされ、さかのぼって納付が可能と言われた。妻からは、納付した時期や場所は、はっきり覚えていないが、保険料を納付するために妻の預金口座から引き出した金額は6万3,000円ぐらいだったと記憶していると聞いている。

妻が、さかのぼって私の国民年金保険料を納付してくれたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の保険料を納付したとするその妻は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の妻が納付したと記憶する保険料額(約6万3,000円)は、申立期間直後の昭和46年4月から47年3月までの期間の保険料を過年度納付した場合の保険料額と申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料相当額の合計金額とおおむね一致している上、加入手続状況及び納付動機に関する申立人の妻の証言に不自然さは見られず信憑性<sup>びよう</sup>が認められることから、納付意識の高いその妻が申立期間の保険料を特例納付により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和39年4月から41年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、中学校卒業後、農業に従事しており、20歳のころ及び結婚する際に、父から「国民年金保険料を納付しているから安心しなさい。」と言われ、結婚する際には年金手帳も渡された。

父は真面目で税金、公共料金などを滞納したことが無く、私の保険料を納付していないことは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び婚姻前の国民年金保険料納付については、その父が行っていたと主張しているところ、申立人の父は国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、その父の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年4月5日を資格取得日として40年11月27日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である。

さらに、A市役所は、「当時のB市役所では、遡及して資格取得した者が過年度納付しなければ未納となる場合においては、過年度納付に係る納付書が後日社会保険事務所から送付される旨の説明を行っていた。」と回答しており、申立人に対し、過年度納付書が発行されていたものと推認できることから、納付意識の高かった申立人の父が、この時点で納付可能な申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和46年10月から51年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

勤めていた会社を退職した昭和46年10月ごろ、母から国民年金の加入手続をしなければいけないと言われ、A市役所B地区事務所（現在は、A市役所C区役所D出張所）に行き、自分で加入手続を行った。

申立期間当時の保険料は、母が家族の分（父、母、自分）をまとめて納付していた。当時、保険料を納付できないような経済状態ではなく、両親が納付済みとなっているのに私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行っている上、申立人家族（申立人及びその父母）の保険料を納付したとする申立人の母及び父は、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しているなど、申立人家族の納付意識は比較的高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月28日に払い出されていることが確認でき、この時点において、50年4月から51年3月までの保険料の現年度納付及び49年1月から50年3月までの保険料の過年度納付が可能である上、社会保険事務所の記録により、申立人の母が保険料を納付したとする申立人の父は、41年11月から46年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できることを考慮すると、納付意識

の高い申立人の母が申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点で現年度納付及び過年度納付が可能であった49年1月から51年3月までの保険料を納付したと考えるても不自然さは無い。

- 2 しかしながら、昭和46年10月から48年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、時効により保険料納付ができない。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に直接関与していない上、申立人が申立人の保険料を納付していたとするその母は、既に他界しており、当該期間における保険料の納付状況が不明である。

加えて、昭和53年4月の婚姻後、申立人の母に代わって申立人の保険料を納付していたとするその妻は、数か月分まとめて保険料を納付したことはないとするなど、特例納付をうかがわせる事情が見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を平成14年2月4日、資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月4日から同年3月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A社に勤務していた期間について、被保険者記録が確認できないとの回答を受け取った。

保管してある給与支払明細書には厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できるため、申立期間について再度調査を行い、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、そのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和21年3月16日に、資格喪失日に係る記録を23年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、21年3月から同年10月までは100円、21年11月から22年2月までは390円、22年3月から同年7月までは540円、同年9月から同年12月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月16日から22年8月1日まで  
② 昭和22年9月1日から23年1月1日まで

「ねんきん特別便」を確認した際に、A社B所に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間の一部に洩れがあることがわかった。

昭和17年5月にA社に入社し、19年5月に軍隊に入隊するために退社したが、終戦後、再び同社B所に21年3月16日から勤務し、以後、何回か転勤はあったが、31年6月1日にC社に移籍するまで継続して勤務した。

A社B所（現在は、D社国内事業本部E所F場）に確認したところ、当該期間は継続して勤務していたとの回答をもらったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B所（現在は、D社国内事業本部E所F場）の回答書、在籍証明証及び従業員台帳から、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和21年3月16日から22年4月30日までの期間については雇員として、同年5月1日以降については社員として勤務していることが認められる。

また、D社国内事業本部E所F場は、「当時社員であれば当然厚生年金保険に加入していたものと思われる。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録から、両申立期間当時、A社B所G支所で厚生年金被保険者として確認できる同僚は、「当時は、自分も雇員であったが厚生年金保険に加入していた。」と証言していることから、当時、当該事業所においては、雇員であっても厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、A社B所に勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額は、社会保険事務所のA社B所における申立人と同時期に入社した同僚の記録から、昭和21年3月から同年10月までは100円、21年11月から22年2月までは390円、同年3月から同年7月までは540円とし、申立期間②に係る標準報酬月額は、同年8月1日の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年1月については26万円、同年2月については28万円、同年3月については24万円、同年4月については26万円、同年5月については28万円、同年6月については26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月6日から同年7月1日まで

A社における平成16年1月6日の厚生年金保険資格取得時決定の標準報酬月額が、給与明細書の総支給額と比べて低額であるため、20年10月に社会保険事務所に照会したが、関係書類の保存期限が経過しているため確認できなかった。

厚生年金保険料が給料から控除されているので、申立期間の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、平成16年1月については26万円、同年2月については28万円、同年3月については24万円、同年4月については26万円、同年5月については28万円、同年6月については26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 16 年分の貸金台帳は廃棄処分したため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 7 月から 43 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月 1 日まで

59 歳の時に年金記録を確認したところ、各申立期間に係る 3 事業所の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間①について、A社は高校卒業後、県外へ出て初めての就職先であり、入社後1か月くらいして健康保険証をもらった。風邪をひいて保険証がほしかったのでよく覚えている。

申立期間②について、B店（又はC店）には健康保険や厚生年金保険がある正社員ということで就職した。店から500メートル以内の所に大使館があったことを覚えている。

申立期間③について、D店（又はE店）の勤務期間中に長男がアパートの2階の手すりから転落し病院に受診した際、健康保険証を使用した記憶がある。

給料明細書等の資料は無いが、各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が氏名を記憶していた同僚3人は、A社において厚生年金保険の加入が確認できること、及び同僚1人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、資料が残存していないため申立人の申立期間における勤務及び保険料控除について不明と回答している上、証言が得られた当時の同僚5人のうち4人は申立人を記憶しておらず、他の1人は申

立人らしき人物を記憶していたものの、同者から勤務期間及び保険料控除についての具体的な証言は得られなかった。

また、申立人はA社の従業員は15人くらいであったとしているが、社会保険庁の記録から、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者数は、最多時で11人、大部分の期間においては8人であることが確認できること、及び現場担当者見習いとして入社した同僚は、「A社は3か月間の試用期間があった。」と証言していることから、当時、同社では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の記録から、申立期間において、「B店」若しくは「C店」又は類似名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人が申立期間の直前に勤務していたF社における同僚で、一緒に同社を辞めてB店に入社したとしている人物は、社会保険庁の記録から、F社において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、同社以外における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人が記憶している所在地とは異なる所在地において、「G店」が確認できる（昭和54年2月1日に厚生年金保険適用事業所となり、55年6月21日に適用事業所でなくなっている。）が、社会保険庁の同事業所に係る記録においては申立人の氏名は無い上、健康保険証の整理番号に欠落も無い。

加えて、申立人は、B店の事業主及び上記以外の同僚の氏名を記憶していない上、上記の同僚の連絡先も確認できないことから、当該事業所における申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、社会保険庁の記録から、申立期間において、「D店」若しくは「E店」又は類似名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、社会保険庁の記録では、申立人が記憶している所在地とは異なる所在地において「H社」が確認できる（昭和43年10月1日に厚生年金保険適用事業所となり、44年4月1日に適用事業所でなくなっている。）ものの、社会保険庁の同社に係る記録においては申立人の氏名は無い上、健康保険証の整理番号に欠落も無い。

さらに、申立人は、D店の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立人は、すべての申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 1 日から 20 年 3 月 26 日まで

「ねんきん特別便」により、申立期間が厚生年金保険加入期間でないことを知った。昭和 17 年 11 月に A 社に徴用された。足を怪我して昭和 19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで休んだが、同年 9 月 1 日に復職し同事業所に勤務したはずである。

このため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたとき、時期は特定できないものの、足の怪我によりいったん休暇を取得し、その後職場に復帰して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社の事業を承継した B 社 C 所では、戦時中に係る書類等は一切保管されていないため、勤務の事実が確認できないと回答している上、申立人が名前を記憶する同僚も「申立人は、2 年間の徴用として A 社に勤務していた。怪我をしたことは知っているが、その期日までは知らない。また、職場にいつ復帰したか覚えていない。」と証言していることから、申立人が申立期間において引き続き当該事業所に勤務したことをうかがえる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立人は申立期間において厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務した期間のうち、平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 11 月 30 日までの厚生年金保険加入期間に係る標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。

社会保険庁の記録では、標準報酬月額は 8 万円となっているが、実際にもらっていた給与は月額 70 万円ぐらいであったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 11 月 30 日より後の同年 12 月 14 日に、申立人の申立期間における標準報酬月額が、5 年 12 月から 6 年 11 月 30 日まで 53 万円から 8 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額の遡及訂正について、全く関与しておらず、知らなかったと主張しているが、A社が社会保険事務を委託していた会計事務所は、「申立期間当時、A社の業績が悪く、申立人の報酬を最低の標準報酬月額で届出をしていたと思う。」と回答している上、同社の従業員は、「当時、会社の業績は悪かった。また、社会保険事務については、社長と会計事務所が行っていた。」と証言していることから、同社の代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人がA社の代表取締役として自ら標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が

有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 12 月 21 日まで  
保険料を滞納していたので保険料納付に関する相談を社会保険事務所の職員にしたところ、事業主の標準報酬月額を引き下げれば、滞納分を相殺できるとの話を聞き、自分自身の標準報酬月額をさかのぼって訂正する届出を行った。給与額ははっきり覚えていないので不明であるが、9万8,000円以上であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月21日より後の13年1月30日に、申立人の同社における標準報酬月額が11年10月から12年11月まで30万円から9万8,000円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は平成12年11月1日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社が厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者と相談したところ、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げれば、滞納分を相殺できるとの話を聞き、申立人自身が当該処理を行う届出を行ったとも証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 4 日から同年 8 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、昭和 58 年 4 月 4 日から A 中学校に勤務した 4 か月間が厚生年金保険に加入していないことが分かった。

申立期間に係る人事記録及び源泉徴収票を持っており、勤務していることと厚生年金保険料が控除されていることは明らかであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

県教育委員会の辞令書及び申立人の記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間において臨時職員として A 中学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 中学校は、「採用期間が 4 か月以内であり、その後延長がないものは季節的業務として厚生年金保険に加入させていない可能性も否定できない。」と回答している。

また、申立人から提出された源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていなかったと判断できる。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を当該事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 550

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで  
平成 15 年 2 月に社会保険事務所で年金記録を確認した際に、A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支払われていると言われた。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 9 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別の番号が払い出されたものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 3 月まで

「ねんきん特別便」を見たところ、A社での厚生年金保険加入記録が昭和40年10月の1か月だけであることを知った。

私は、中学校卒業後すぐにA社に入社し、昭和40年3月から42年3月ごろまで約2年間にわたり勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間①及び退職時期は特定できないものの、申立期間②についてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散し、事業主も他界していることから、すべての申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、すべての申立期間当時、事業主から経営相談を受けていたその長女の夫は、「業務の精度には個人差があるため、1か月から1年程度の試用期間を設けていた。」と証言している上、同僚3人は、「見習い期間があり、その期間について、厚生年金保険料は控除されなかったと思う。」と証言しており、事実、社会保険事務所の記録及び同僚への照会結果から、この同僚を含む6人は、入社後3か月から10か月の期間について、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、他の同僚一人は、「自分は7年くらい勤務していたが、厚生年金保険には1か月しか加入していない。他の期間については未加入であることを承

知している。」と証言している。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を見て、A社に勤めていた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

実家も店を経営していたので、両親から度々帰郷を促され、姉の結婚を契機にA社を退職したが、昭和 36 年 3 月 31 日まで勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がB市にあったA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同社に同期入社したと記憶している同僚の資格取得日は申立人と同じであり、また、他の複数の同僚も入社して2か月から5か月程度、厚生年金保険に加入させてもらえなかった期間があると証言していることから、当時、同社では、入社してから数か月間を試用期間として、従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

#### 2 申立期間②について、申立人は、A社に昭和 36 年 3 月 31 日まで勤務していたとしているが、C市役所保管の申立人に係る改製原附票により、申立人は、34 年 5 月 8 日に実家のあるC市に転入し、その後現在に至るまで同市から転出していないことが確認できることから、申立人が当該転入年月日以前に同社を退職したことが推認できる。

また、同僚の中には、申立人はA社に3、4年くらい勤務していたと証言する者がいる一方、申立人は同社に2年程度しか勤務していなかったと証言する同僚もいるなど、申立人の勤務期間を特定できる証言が得られない上、昭和34年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した申立人について、同日以降引き続き、事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえる証言も得られない。

- 3 社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、すべての申立期間において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

また、A社の当時の事業主は、既に他界しており証言を得ることができないことから、すべての申立期間について厚生年金保険料控除を確認することができない上、申立人は、すべての申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月から23年3月まで  
② 昭和23年11月から24年3月まで  
③ 昭和24年11月から25年3月まで  
④ 昭和25年11月から26年3月まで  
⑤ 昭和26年11月から27年3月まで  
⑥ 昭和27年11月から28年3月まで  
⑦ 昭和28年11月から29年3月まで

「ねんきん特別便」を見たところ、A社の厚生年金保険加入記録が昭和21年11月から22年3月までの期間のみということであった。

私は、昭和21年11月から29年3月ごろまでの間、農閑期には当該事業所に出稼ぎに行っていたので納得がいかない。

このため、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の弟、従兄弟及び同僚の証言から、申立人が申立期間①から⑦までのうちいずれかの期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の弟や従兄弟は、「申立人がA社に出稼ぎに行ったのは記憶しているが、せいぜい2、3回である。」と証言している上、昭和21年及び22年の冬期間に当該事業所に勤務した同僚も、「申立人と最初の1年目は一緒に勤務したが、2年目は申立人の弟と一緒に勤務したと記憶している。」と証言していることから、申立人の具体的な勤務期間を特定することができない。

また、A社は、当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届、喪失届及び保険料控除については不明と回答しており、申立人

の申立期間における保険料控除等について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

さらに、A社の申立期間における被保険者名簿には申立人の名前は見当たらない上、雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 6 日から 61 年 4 月 1 日まで

昭和 60 年 4 月 6 日から 61 年 3 月 31 日まで、A 高等学校の常勤講師として勤務したが、社会保険庁及び共済組合本部からの「ねんきん特別便」には当該事業所が記載されていなかった。

その後勤務した B 事業所では、厚生年金保険の加入記録があることから、同じ県職員として A 高等学校の常勤講師として勤務した厚生年金保険の加入記録もあると思うので、調査を依頼する。

## 第3 委員会の判断の理由

辞令書及び申立人が名前を記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間に A 高等学校に常勤講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された昭和 60 年分及び 61 年分の確定申告書から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認するためには、当該確定申告書に記載されている社会保険料の内訳を特定する必要があるが、本件では、これを特定する資料が無いことから、各種保険料等様々な仮定をおいて試算を行ったものの、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人から提出された昭和 61 年分確定申告書には共済組合の任意継続保険料の記載があることから、60 年 4 月から共済組合の任意継続被保険者であったことが推認できる。

さらに、申立期間における厚生年金保険制度においては、厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合、老齢厚生年金額の少なくとも 2 割が支給停止されることとなっていたところ、社会保険庁の記録から、老齢厚生年金は支給停止されず全額が支給されていたことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立期間における被保険者

記録に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月21日から29年4月28日まで  
② 昭和30年6月1日から37年4月1日まで  
③ 昭和37年4月1日から39年6月16日まで

65歳のときに社会保険事務所で、年金請求手続を行った際に、A社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、そのような会社は無いと言われた。確かに勤務していたはずであり、常々、年金額が少額であることに疑問を抱いていた。「ねんきん特別便」が届いた際、昭和36年4月から39年6月までが「厚年脱退手当金支給期間」とされ、「加入制度」欄に「合算」と記載されていたことについて、社会保険事務所で確認したところ、申立期間に勤務していた事業所の被保険者期間については、脱退手当金が支給されているとのことであったが納得できない。

私は、C社を退職する時に、退職金をもらったが、退職後3か月経過してからそれ以外のお金をもらった記憶が無い。

脱退手当金を請求し、受け取った覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等について、社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人が勤務していたC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年9月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の記載があるページとその前後6ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格がある者6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、連絡先が判明した3人は請求手続について「会社が代理で請求してくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。